

ひょうご外国人介護実習支援センターへの国際調整専門員配置事業補助金交付要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、ひょうご外国人介護実習支援センターへの国際調整専門員配置事業に関する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金等の交付等に関して必要な事項を定める。
- 2 少子高齢化の進行に伴う介護人材の需要に対して、より多くの外国人介護人材（介護技能実習生）を確保する必要があるため、ひょうご外国人介護実習支援センターに、国際調整専門員を配置し、受入の規模拡大や受入業務の迅速化など実習生の受入体制の充実強化を図ることを目的とする。

(補助対象事業者)

- 第2条 当該補助の対象となる事業等（以下「補助事業」という。）の対象となる者は、社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会とする。

(対象経費)

- 第3条 補助事業の対象となる経費は、別表に掲げるとおりとし、兵庫県が実施している「ひょうご外国人介護実習支援センターへの国際調整専門員配置事業」において交付決定を受けたものとする。

(補助金の額)

- 第4条 補助金の額は、予算の範囲内で別表に掲げるとおりとする。

(交付申請)

- 第5条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を、市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 補助金所要額調書（様式第1号の2）
- (3) 支出予定額内訳書（様式第1号の3）
- (4) 事業計画書（様式第1号の4）
- (5) 収支予算書（様式第1号の5）
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

- 第6条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 補助対象事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは次に掲げる書類を、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第4号)
- (2) 補助金所要額調書(変更後)(様式第4号の2)
- (3) 支出予定額内訳書(変更後)(様式第4号の3)
- (4) 事業計画書(変更後)(様式第4号の4)
- (5) 収支予算書(変更後)(様式第4号の5)
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 補助対象事業者は、同2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を補助金交付決定変更通知書(様式第6号)又は補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第7号)により、補助対象事業者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第8条 補助対象事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を、当該補助事業の完了後、速やかに市長まで提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書(様式第8号)
- (2) 補助金精算書(様式第8号の2)
- (3) 支出済額内訳書(様式第8号の3)
- (4) 事業実績報告書(様式第8号の4)
- (5) 収支決算書(様式第8号の5)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第9条 市長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、補助金額確定通知書(様式第9号)により、速やかに補助対象事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助金規則第16条により補助金等の交付額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定した交付額を超える部分の補助金の返還を命じるものとする。

3 補助事業者は、市長から前項の請求があったときは、期限内に市長の指定する方法で精算しなければならない。

(補助金の請求)

第10条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書(様式第10号)を市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助対象事業者に支払うものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず概算払することができる。

(交付決定の取消し)

第 11 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 11 号）により当該補助対象事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年8月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年8月23日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表（第3条、第4条関係）

| | |
|---------------------|--|
| <p>補助事業の対象となる経費</p> | <p>兵庫県社会福祉協議会が、国際調整専門員を配置して外国人技能実習制度の監理業務を行うために必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料）、使用料及び賃借料、委託料、備品購入費（単価30万円未満）</p> |
| <p>補助金の額</p> | <p>補助基準額（兵庫県が実施している「ひょうご外国人介護実習支援センターへの国際調整専門員配置事業」において兵庫県知事が予算の範囲内で認める額）と補助対象経費の実支出額の2分の1とを比較して少ない方の額と、総事業費から当該事業に係る収入額（寄付金を除く。）を控除した額を比較して少ない方の額（ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）</p> |